

広島県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十六年四月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年四月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大君深江線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
江田島市大柿町大君字追浦一〇七七二番二地 先から 江田島市大柿町大君字追浦一〇七七二番七地 先まで			一五・八〇 一四・四〇	七一・四〇	幅員減少 不用物件延長 七一・四〇 メートル